

介護保険制度の一部が変わります。

4月から介護保険制度の一部が変わります。今月号では、この主な改正点の概要についてお知らせします。



介護費用の単価

サービスの内容によって多少の単価変更があります。

居宅サービス・施設サービス別で見ると、居宅サービス全体で、0・1%上がり、施設サービスで4・0%下がっています。なお、介護保険全体では2・3%下がっています。

居宅サービスの主な改正点

訪問介護（ホームヘルプ）

4月からは身体介護と生活援助の2つになります。なお、利用者負担額は、改定後単価の1割負担になります。その他の居宅サービスも同様です。（表1）

表2 通所介護の単価表

＜1回当たりの単価：単位・円＞

区分	通所介護（併設型通所介護で所要時間6時間以上で8時間未満の場合）	
	改定後	改定前
要支援の方	4,820	5,600
要介護1・2の方	6,140	6,620
要介護3～5の方	9,030	9,240

いいたて福祉会では、今までは午前10時から午後3時まででしたが、4月からは午前9時から午後3時30分まで実施することになりました。

通所サービス（デイサービス）

表1 訪問介護の単価表

＜1回当たりの単価：単位・円＞

内容	区分	改定後	改定前
身体介護	30分未満	2,310	2,100
生活支援（旧家事援助）	30分～1時間未満	2,080	1,530
	1時間～1時間30分未満	2,910	2,220

表3 短期入所生活介護・療養介護の単価表

＜1回当たりの単価：単位・円＞

区分	短期入所生活介護	療養介護	
	改定後	改定前	改定後
要支援の方	7,970	9,140	9,490
要介護1の方	8,410	9,420	9,830
要介護2の方	9,120	9,870	10,320
要介護3の方	9,820	10,310	10,850
要介護4の方	10,530	10,760	11,390
要介護5の方	11,230	11,200	11,920

短期入所生活介護（ショートステイ）・療養介護（表3）

居宅介護支援

施設入所サービス

ケアプランの作成、管理のサービスは、これまで介護度によって3段階になっていましたが、介護度に関係なく一律で月8,500円となります。ただし、このサービスには自己負担がありません。

施設入所サービス

施設入所サービスは、概ね単価の引き下げとなります。

表4 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設単価表

＜1回当たりの単価：単位・円＞

区分	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	
	改定後	改定前	改定後
要介護1の方	6,770	7,960	8,190
要介護2の方	7,480	8,410	8,680
要介護3の方	8,180	8,850	9,210
要介護4の方	8,890	9,300	9,750
要介護5の方	9,590	9,740	10,280

要介護認定方法を見直し

今回の改定で、要介護の認定方法の見直しが行われ、訪問審査の項目が整理統合、追加されました。4月1日以降の要介護認定申請分から、この新しい認定方法で要介護認定を行います。

利用者負担額は、これまでどおり、改正後単価の1割負担と食費の標準負担額とその他の実費負担となります。

詳しくは、保健福祉課福祉係（TEL 42-1620）まで。